

警報発令時等の対応について

高松第一高等学校

I 警報発令時

1. 午前6時00分～登校するまでの時点で

大雨・洪水
暴風・大雪
暴風雪・
高潮・津波

の
いずれか
の警報が

- ① **高松市** に発令されている場合
→ 生徒は**全員自宅待機**をして下さい。
- ② 高松市以外の生徒は、このほかに居住市・町や通学経路の市・町に同様の警報が発令されている場合
→ **自宅待機**をして下さい。

気象情報はTEL 177

2. **警報が解除された場合**

7時00分、8時00分、9時00分、10時00分、11時00分のそれぞれの時間で確認

- ① **通学の交通手段がある場合** → 生徒はその日の時間割の教材を用意して**登校**して下さい。
解除後約2時間後に授業等を開始します。(例7:00までに解除の場合は9:00頃から)
- ② **通学に利用する公共交通機関が運行されていない場合**
→ 代替りの交通手段がない生徒は**自宅待機**して下さい。

3. **午前11時00分までに(11:00を含む)警報が解除されなかった場合**

大雨・洪水
暴風・大雪
暴風雪・
高潮・津波

の
いずれか
の警報が

- ① **高松市** に発令されている場合
→ 学校は**臨時休業**になります。
- ② 高松市以外の生徒は、このほかに居住市・町や通学経路の市・町に同様の警報が発令されている場合
→ そのまま**自宅待機**して下さい。

II 大地震や災害等の場合

1. 午前6時00分～登校するまでの時点で

大地震や災害等のため、電気・水道・ガスなどのライフラインが寸断したり、電話、道路公共交通機関が不通になっているなどといった状況下では、

→ 生徒は**自宅待機**して下さい。

2. その後は、テレビやラジオ等のニュースに注意し、学校が臨時休業でない場合は、通学に危険が見込まれないことを十分確認した上で登校して下さい。

- 1 警報は市・町別に発令されます。報道機関の情報を確認する際には注意して下さい。
- 2 警報が解除になっても、場所によっては非常に危険な場合があります。その際は無理をしないで自宅待機を続けて下さい。この場合、学校へ連絡して下さい。
- 3 警報等のため自宅待機をする場合は「出席停止等」の扱いとなり、欠席にはなりません。
- 4 部活動や長期休業中の課外も上記に準じます。6:00～8:30に警報発令時は午前中は中止。
- 5 判断に迷う場合は、学校に連絡して指示を受けて下さい。
- 6 この内容は本校のホームページに掲載しています。